

児童生徒の教育に携わるみなさんへ

福岡県教育委員会

もくじ

- | | |
|--------------------------------|--|
| 1. 人権教育ってどんな教育ですか 1 | 5. 活用しよう「人権教育教材」 6 |
| 2. 人権教育推進の基本的な視点とは 2 | 6. こんなとき、どうしたら
～差別事象に関する指導について～ 7 |
| 3. 人権が尊重される学校づくりとは 4 | 7. 人権教育に関する資料 8 |
| 4. 児童生徒理解とは 5 | |

1. 人権教育ってどんな教育ですか

人権教育については、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と示されています。

さらに、「*人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（以下、「第三次とりまとめ」）では、この定義をより具体的にとらえることが必要であるとし、

人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。

としています。

* 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

〔第三次とりまとめ〕は、平成14年に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」により検討が進められ、平成20年に公表したものです。「指導等の在り方編」と「実践編」の2編からなっています。

◆◆◆◆ 私たち教職員は、特定職業従事者です。 ◆◆◆◆

「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」においては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、教職員、医療関係者、福祉関係者、警察職員、公務員、マスメディア関係者等（特定職業従事者）を掲げ、これらの者に対して、人権尊重の精神を養うための研修を重点的に実施することを求めています。

これら特定職業従事者については、その職務の性質上、特に人権への配慮が必要とされ、住民から信頼されることが何よりも重要であることから、これまでも各職場や関係機関等において様々な研修が実施されてきましたが、今後も一層の充実を図ります。

「福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）」から抜粋

2. 人権教育推進の基本的な視点とは

人権教育を総合的・効果的に進めるため、学校教育のあらゆる場で、次の視点1～4を大切にすることがあります。

視点 1

すべての人が等しく学習機会を得て、自己の能力を最大限に伸ばす

【人権としての教育】

「すべて人は、教育を受ける権利を有する」と、世界人権宣言にうたわれているように、すべての人々に教育を保障していくことは、人権教育を進める前提となります。

教育を受けることそのものが人権であるという観点から、経済的理由で学習の機会が奪われることのないよう、修学を支援する奨学の措置を充実させることや、これまで教育の機会を十分に保障されてこなかった人々に、十分な学習の機会を提供することを目的として展開される取組が必要です。学校教育においては、過去には、長欠・不就学解消の取組などが行われてきましたが、現在においても「いじめ」や「不登校」などを理由に学習機会が奪われることのないよう十分な配慮や、児童生徒の能力を最大限に伸ばすためのきめ細かな教育が求められています。そのためには、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し学習意欲を高める授業改善に学校全体で取り組むとともに、教育的に不利な環境にある児童生徒に対しても、将来の社会参加と自立に向けて、幼児期からそれぞれの発達段階に応じた学習機会を提供していく必要があります。

視点 2

人権や人権問題について学び、理解を深める

【人権についての教育】

人権についての正しい知識や認識は、様々な人権侵害や人権問題に適切に対応し、人権を尊重する技能や態度を身に付ける上での基礎となるものです。

そのためにも、人権教育により身に付けるべき知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識でもなければなりません。現代社会には、基本的人権が侵害されている様々な差別があり、社会の進展と共に新たな人権問題も生まれてきています。人権問題の解決には、それぞれの問題に固有の歴史と課題があることを踏まえて、正しい理解と認識を深めることが必要です。その際、「差別の現実から深く学ぶ」という視点を基本にしつつ、単に知識の獲得や理解を深めることにとどまらず、効果的な学習内容や方法等を工夫・開発し、人権問題を自分自身の課題としてとらえ、その解決に向けた意志や態度、技能を育み、日常生活の行動につなぐことが求められます。

学習者は、人権についての知識や技能を学ぶだけでなく、人権が大切にされた雰囲気や環境のなかで学ぶ心地よさを体験することによって、人権の大切さを実感できるようになります。このような「*隠れたカリキュラム」が学習者に大きな影響を与えていることを認識することが重要です。学校教育においては、まず、教職員が人権尊重の理念について十分理解し、児童生徒が自らの大切さを認められていることを実感できるような環境づくりに努めることが大切です。とりわけ人権教育においては、個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、指導の重要な要素となり、教職員の人権尊重の態度によって、児童生徒に安心感や自信を生むことにもなります。

*「隠れたカリキュラム」

「隠れたカリキュラム」とは、**教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていき全ての事柄を指すもの**であり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。例えば、「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、**教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要**である。
[第三次とりまとめ]から抜粋

人権が尊重される社会を築くためには、わたしたち一人一人が人権についての正しい知識や認識をもつことが必要です。その正しい知識や認識を具体的な行動につなぐものとして、様々な技能や態度の育成が重要となります。例えば、相手を尊重しながら自分の意見を述べる技能や他者の痛みや感情を共感的に受けとめることができる技能、一人一人の多様性を尊重したり、様々な課題の解決に積極的に関わっていかうとする姿勢や態度などです。

また、これらの技能や態度を培う基礎として大切にしたいのが、自分自身を肯定的に受けとめることができる自尊感情であり、他者の思いや願いを敏感にとらえることができる感性です。これらは、様々な立場の人との交流や人権を大切に活動等により培われ、豊かな人間関係づくりへとつながるものです。

人権教育を通して培われた知識や様々な技能や態度が、人権が尊重される社会づくりに向けた主体的な行動につながるよう、日常生活の様々な場面における取組の工夫が必要です。

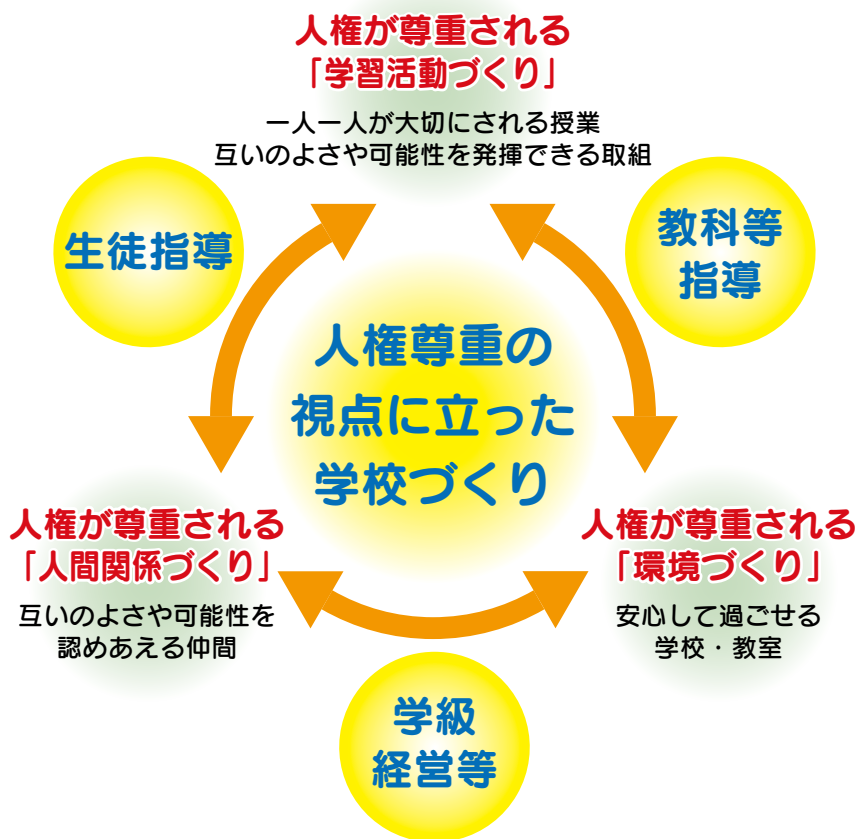
国においては、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、個別の人権問題の解決に向けた法整備が進んでいます。

県においても、平成29年に「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」、平成31年に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行され、人権が大切にされる社会を目指しています。

3. 人権が尊重される学校づくりとは

児童生徒の人権が尊重され、一人一人が大切にされていることを実感できる学校は、児童生徒に安心感や自信を与えます。このような**人権が尊重される学校をつくるためには、教職員が一体となって教育活動全体を通じて人権教育を推進していくことが必要**です。

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権が尊重される「学習活動づくり」「人間関係づくり」「環境づくり」を一体となって取り組み、児童生徒一人一人が自分が大切にされていることを実感できる学校づくりが望まれます。



◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 学校における人権教育の課題 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

学校においては、同和問題や障がいに関する差別発言や、インターネット上の差別的な書き込み、いじめの問題や規範意識や社会性が身につけていない子どもの問題等が明らかとなっています。加えて、スマートフォン等の普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や、差別を助長する表現等の有害な情報に児童生徒が日常的に触れる機会の問題があります。

さらに、指導する立場である教職員自身の、より一層の人権尊重の理念の理解・体得が必要であるという実態が、各種意識調査等からも明らかになっています。

「福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）」から抜粋

【参考】「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」について

福岡県教育委員会は平成28年11月、県内公立学校教職員（政令市を除く）3,000人を対象（抽出）とし、「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」を実施しました。本調査の結果報告書及び概要版については、県のホームページに掲載しています。

4. 児童生徒理解とは

人権教育は、児童生徒一人一人に自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践的な行動力などを身に付けさせることを目標としており、**人権教育の指導の出発点として、児童生徒の理解が重要**となります。児童生徒と日々向き合う中で、表情の変化、思いや願い、友だち関係、生活背景、家庭環境などをしっかりととらえ、一人一人を支援するという立場から指導することが重要です。

特に、家庭訪問などから、保護者の思いや願いを聞き、生活背景や家庭環境などを把握し、児童生徒を現象として見える事柄だけで一面的に判断しないことが必要です。

また、学級には、さまざまな人権上の課題と向き合っている児童生徒がいます。児童生徒の背景にある生活や現実の厳しさを見抜きながら、児童生徒の成長や変化を生み出し、自己実現が図られるように支援していくことが大切です。

人権尊重の態度を基盤とした児童生徒への指導上のポイント

① 一人一人の児童生徒を深く理解する

児童生徒理解にあたっては、行動等の現象や結果だけで判断したり決めつけたりするのではなく、その背景や原因を正しく捉え、児童生徒の内面や課題を十分に把握することに努めることが大切です。

② 尊重し合う人間関係を育てる

教職員は、学級の人間関係の実態を的確に把握し、望ましい人間関係を育てる学級経営に努めることが求められます。そのため、他の人の立場に立って考える想像力や共感的に理解する力を育て、誰もが尊重される学級をつくることが大切です。

③ 言語環境を整える

言語環境は、あらゆる人間関係の基盤です。児童生徒や教職員の何気ない言葉が、時には相手の心を傷つけ、生活への意欲を失わせてしまうことがあります。また、教職員の言動が児童生徒に無意識のうちに偏見や差別の芽を植えてしまうこともあります。そのため、教職員自らが望ましい言語活動に心がけ、学級全体の言語環境を整えることに気をつけることが大切です。

④ 教室環境・学校環境を整える

安全で清楚な落ち着きのある美しい環境は、児童生徒の心を落ち着かせます。季節感が感じられる掲示や定期的に更新される掲示、教室や学校のどこかには必ず一人一人の名前や作品が掲示されているなどの環境づくりも、学校が児童生徒の心安らぐ場所となるためにとっても重要です。校舎の汚れや掲示物の破れ、掲示物へのいたづら等を見逃さない教職員の敏感な感覚が必要です。

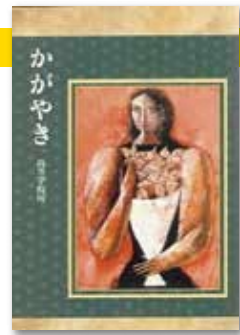
児童生徒理解は、人権教育の指導の出発点です。

5. 活用しよう「人権教育教材」

同和教育副読本「かがやき」

6つの指導目標を設定し、さらに、指導目標ごとに発達段階に応じた重点課題を設定しています。指導目標と重点課題を設定することによって、育成しようとする児童生徒像を明確にするとともに、小・中学校及び高等学校の12年間を見通した系統性・発展性のある教材開発や教材配当・配列を行うこと、小・中・高が共通した指導目標（評価の指標）に基づいて協働実践を行うことができます。

* 小学校（低学年用、中学年用、高学年用）、中学校用、高等学校用 を作成



人権教育学習教材集「あおぞら」(DVD)

〔第三次とりまとめ〕等を踏まえ、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面から、それぞれの教材で身に付けさせたい資質・能力を明確にしています。教材と人権感覚育成との関連を明らかにすることによって、具体的な指導内容・方法の工夫を図ることができ、『かがやき』と併せて活用することによって、児童生徒の人権に関する知的理解を育むとともに、人権感覚を豊かにしていく取組を充実していくことができます。



人権教育学習教材集「あおぞら2」(DVD)

〔第三次とりまとめ〕が示す人権教育を通じて育てたい資質・能力を基に整理した6つの観点（自分と人権・生活と人権・社会と人権・労働と人権・歴史と人権・世界と人権）から、近年顕在化している課題も含めた個別の人権課題に関わりのある内容を扱った、小学校用、中学校用、高等学校用の合計30編の教材で構成しています。



『あおぞら2』教材一覧

校種等	教材開発の観点	教材名	人権課題	校種等	教材開発の観点	教材名	人権課題
小学校 低学年用	自分と人権	へそのお	子ども	中学校用	自分と人権	どうしたんだろう	高齢者
	生活と人権	すきなもの、なあに？	子ども		生活と人権	colorful～にじいろの未来を～	性的少数者
	社会と人権	みんな なかよし	子ども		社会と人権	ヒデさんの結婚	同和問題
	労働と人権	かかりのしごと	障がいのある人		労働と人権	ばあちゃんのリヤカー	同和問題
	歴史と人権	わたしのまわりには	子ども		歴史と人権	someday～いつかはきっと～	障がいのある人
	世界と人権	せかいのありがとう	外国人		世界と人権	すれちがう思いSNSについて考える！	インターネットによる人権侵害
小学校 中学年用	自分と人権	自分みつつけをしよう	性的少数者	高等学校用	自分と人権	一番わかってほしいこと	同和問題
	生活と人権	車いすのおじさん	障がいのある人		生活と人権	すてきな関係を築くために	女性(デートDV)
	社会と人権	革であそぼう	同和問題		社会と人権	東日本大震災と人権	東日本大震災に起因する人権問題
	労働と人権	だれがするの？	女性		労働と人権	いろいろな人が働く	障がいのある人
	歴史と人権	ばあちゃんたちの勉強会	同和問題		歴史と人権	STEP ～未来へ～	同和問題
	世界と人権	世界の料理！いろいろ	外国人		世界と人権	あなたはどうか判断しますか	インターネットによる人権侵害
小学校 高学年用	自分と人権	どうして学校にきてはいけないのですか	ハンセン病患者等				
	生活と人権	気になるマーク	障がいのある人				
	社会と人権	牛の食べ方	同和問題				
	労働と人権	ホーム（HOME）	ホームレスの人権				
	歴史と人権	田中松月と全国水平社	同和問題				
世界と人権	ともにひらく	子ども					

6. こんなとき、どうしたら ～差別事象に関する指導について～

まず、私たち教職員が「**気づき、考え、行動する**」ことが大切です。

① 差別事象に対する現状と認識

学校においては、同和問題や外国人、障がいのある人に関する問題等を中心に差別事象が発生しています。また、新たな人権課題として、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上で差別的な言葉等が書き込まれる事象も明らかになっています。

事象からは、人権問題に対する誤った認識に基づいた差別的な言葉の使用、相手を見下したり、自分を卑下したりするような言動等、児童生徒の人権認識に関する問題点が明らかになっています。特に、SNS上の書き込みに関しては、問題を明らかにすることが困難であることから、把握できていない差別事象の発生が予想されます。

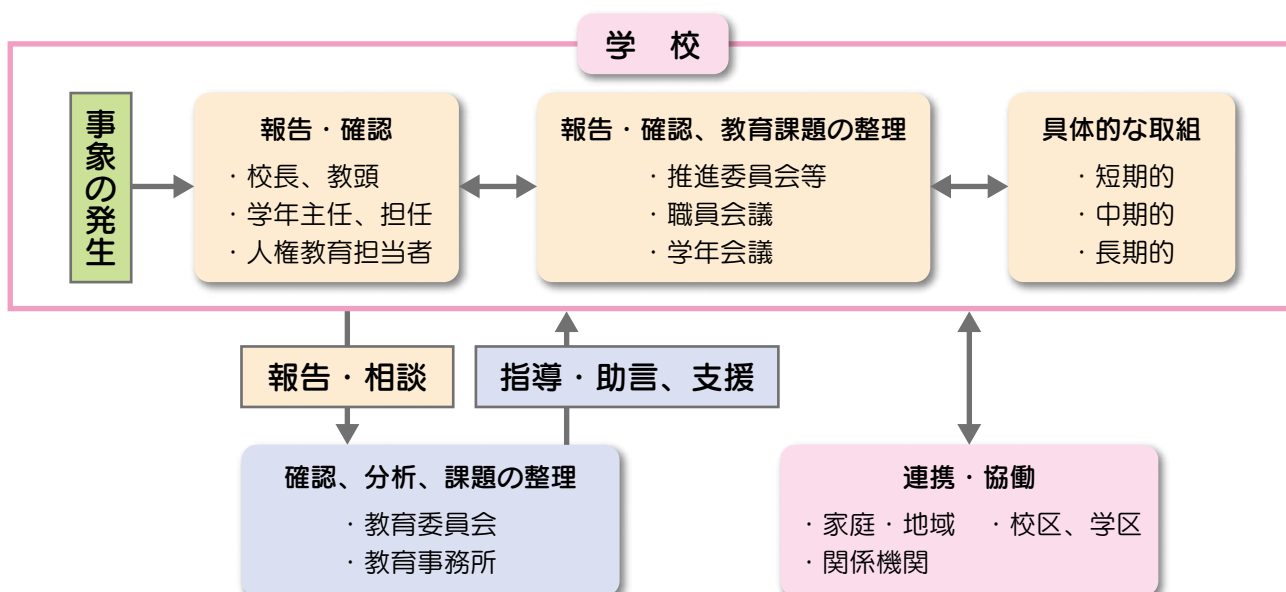
差別事象はどの学校にも起こりうるという認識に立つ必要があります。差別は人間の尊厳と生命に関わる重大な問題です。差別はする側の問題であるとともに、された側・した側双方の自己実現を阻害するものです。全ての児童生徒の人権尊重精神の育成と自立・自己実現を支援する教育の場において、**差別事象の克服は喫緊の課題**と捉える必要があります。

② 教育課題としての整理

差別事象は関係した児童生徒のみの問題ではありません。学校教育における人権教育の指導内容・方法等の工夫・改善、校長を中心とする推進体制の確立、教職員の同和問題をはじめとする人権課題に対する認識の深化と指導力の向上など、**学校が取り組むべき教育課題を提起**していると捉える必要があります。

③ 課題克服に向けた取組の推進

差別事象から明らかになった教育課題の解決に当たっては、人権が尊重される学校づくりとして、**校長のリーダーシップの下、全職員が一丸となって取り組むこと**が求められます。



7. 人権教育に関する資料

▶▶▶ 福岡県庁ホームページに「人権教育に関する資料」として掲載
トップページ> 子育て・教育> 教育> 人権教育 (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/5/41/187>)

① 国際的潮流（主要人権条約等）

- 世界人権宣言
- 国際人権規約(社会権規約、自由権規約)
- 女子差別撤廃条約
- 児童の権利条約
- 人種差別撤廃条約
- 拷問等禁止条約
- 強制失踪条約
- 障害者権利条約
- 国連「人権教育のための世界計画」

② 国の法令等

- 同和対策審議会答申（昭和40年8月）
- 地域改善対策協議会意見具申(抜粋)（平成8年5月）
- 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（平成9年7月）
- 「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」人権擁護推進審議会答申（平成11年7月）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月）
- 人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月）
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年6月）
- 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月）

③ 福岡県の条例・計画等

- 福岡県障がい者理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年10月）
- 福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）（平成30年3月）
- 福岡県部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年3月）

④ インターネット上の人権侵害への対応

- インターネット上の掲示板等における人権侵害への対応（平成18年）

⑤ 学校教育資料

<文部科学省>

- 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（平成20年4月）
- 人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について（平成25年10月）
- 人権教育に関する特色ある実践事例
- 各都道府県・指定都市教育委員会が作成する「人権教育指導資料」

<福岡県教育委員会>

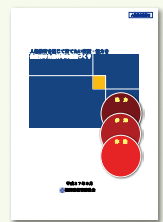
- 学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針（平成10年12月）
- 福岡県人権教育推進プラン／人権教育指導者用手引き
（平成21年3月）※1
- 人権教育指導者用手引きⅡ（平成24年3月）※2
- 人権教育資料Ⅲ（平成27年3月）※3
- 人権教育研修会資料集（平成31年4月）



※1



※2



※3

⑥ 「人権教育指導者向け学習資料」（年3回発行）

- 「人権教育は今」～平成29年3月 ※4
- 「KARA FULL」平成29年9月～ ※5



※4



※5